# 介護保険制度の見直しに関する意見(素案)等における福祉用具部分の記述の抜粋

11月27日の第53回介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見(素案)」の福祉用具部分の記述(抜粋)

9月18日の第48回介護保険部会の資料1「福祉用具の論点」 記述(抜粋)

### (6)福祉用具

〇高齢者の自立支援を図るためには、自らの身体能力等を最大限に活用できるよう生活環境の観点から支援することが必要であり、要介護者・要支援者が増加する中、福祉用具の役割は重要となっている。

〇自立支援により資する福祉用具の利用を図る観点から、福祉用具専門相談員の指定講習内容の見直しを踏まえ、福祉用具専門相談員の要件を、福祉用具に関する知識を有している国家資格保有者及び福祉用具専門相談員指定講習修了者とすることが適当である。その際、現に従事している福祉用具専門相談員については、福祉用具サービス計画に関する知識も含め、常に福祉用具貸与(販売)に関する必要な知識の修得及び能力の向上に努めなければならないとすることが適当である。また、更なる専門性向上等の観点から、福祉用具貸与事業所に配置されている福祉用具専門相談員の一部について、より専門的知識及び経験を有する者の配置を促進していくことについて検討する必要がある。

〇複数の福祉用具を貸与する場合において、効率化・適正化の観点から、都道府県等に届け出ている福祉用具の価格(利用料)からの減額を認めることを検討する必要がある。また、利用者に適した福祉用具の選択のための情報提供の一環として、ホームページにおいて福祉用具の価格情報の公開の取組を進めることが適当である。

## (1) 福祉用具専門相談員の質の確保について

〇福祉用具サービス計画書の事例分析の結果等を踏まえ、自立支援により資する福祉用具の利用を図る観点から、福祉用具専門相談員の指定講習内容の見直しを検討しており、それを踏まえ福祉用具専門相談員の要件を、福祉用具に関する知識を有している国家資格者及び福祉用具専門相談員指定講習修了者としてはどうか。【政令等改正】

〇現に従事している福祉用具専門相談員については、福祉用 具サービス計画に関する知識も含め、常に福祉用具貸与(販 売)に関する必要な知識の修得及び能力の向上に努めなけれ ばならないとすることが適当ではないか。【省令等改正】

〇福祉用具に係るさらなる専門性向上等の観点から、福祉用 具貸与事業所に配置されている福祉用具専門相談員の一部 について、より専門的知識及び経験を有する者の配置を促進 していくことについて検討してはどうか。【省令等改正】

#### (2) 複数の福祉用具を貸与する場合の価格について

〇複数の福祉用具を貸与する場合において、効率化・適正化の観点から、都道府県等に届け出ている福祉用具の価格(利用料)からの減額を認めることを検討してはどうか。【運用上の措置】

## (3) 福祉用具貸与のみケアプランについて

〇介護支援専門員 (ケアマネージャー) の資質向上と今後のあり方に関する検討会における議論の中間的な整理等を踏まえ、福祉用具の貸与のみを行うような簡素なケースについては、ケアマネージャーによる月々のモニタリングのあり方を見直してはどうか。【省例等改正】

〇保険者における介護給付費通知書等の取組を一層推進するとともに、利用者及び家族をはじめとした国民の誰もが活用できるよう、ホームページ上において福祉用具の価格情報について公開する。

〇その際は、福祉用具貸与価格に製品の価格のほか、福祉用 具貸与の一連のサービスに関する諸経費(アセスメント、用 具の選定、計画書作成、搬入・搬出、モニタリング、メンテ ナンス、消毒、事務費等)が含まれていることについて留意 し、価格のみをもって福祉用具の選択がなされないよう配慮 する必要がある。